

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(答申【案】)への意見

2025年1月10日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

### 答申案全体についての意見

答申案が将来社会を見据えた高等教育の在り方を提起するものであるのであれば、大学を含む高等教育機関における学問の自由、大学自治を発展させる観点からの議論が含まれているべき。大学・高等教育機関が自律的に発展するために、議論を興して学問の自由、大学自治の将来像を描くべきと考える。

答申案では、高等教育機関に対して、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって「知の総和」を向上する中心的な役割の発揮が求められており、高等教育を担う関係者として、その期待に応えるべく努力を惜しまないものである。一方で、いま高等教育の現場に必要なものは、そうした役割を發揮するための人的・財政的リソースの確保・充実である。高等教育の現場の実情への理解をより一層深めていただき、将来の高等教育の発展にむけた議論を期待する。

### 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見①

p.18 : 2-(1)-①-ア学びの質を高めるための教育内容・方法の改善の〈具体的方策〉について

「○ 学生が自主的・自律的に学修するための環境構築の促進」に次の一項目を追加する。

「・ 学生が大学等における学修に専念できるよう、経済的支援を充実させる。」

理由:答申案を通じて学生への経済的支援の必要性が強調されており、そのことの重要性は共有するが、入学後の学修環境を向上させ学びの質を高めるためには、在学期間を通して学修に専念できるよう、経済的支援の充実が不可欠であると考えます。

### 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見②

p.18 : 2-(1)-①-ア学びの質を高めるための教育内容・方法の改善の〈具体的方策〉について

「○ 学生が自主的・自律的に学修するための環境構築の促進」に次の一項目を追加する。

「・ 学習支援体制の整備のために、教員等の十分な配置が可能となるよう基盤的経費を充実する。」

理由:国立大学では、基盤的経費の不足から教員や教育経費が不足しており、本来開講すべき科目も開講できない、教育的観点から必要な実験・実習もコスト面から実施できないという状況にあり、こうした状況の改善が必要と考える。

## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見③

p.20 : 2-(1)-①-イ新たな質保証・向上システムの構築の〈具体的方策〉について

「○ 大学設置基準及び設置認可審査等の見直し」の、第一項目「・ 社会的な必要性や持続可能で質の高い学修環境・研究環境であるかという視点をこれまで以上に重視することとし、通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う。」の文中、「基幹教員の配置に係る基準」の前に「学習環境の質保証の点から、」を追加する。

「学修環境の質保証の点から、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等」

理由:通信教育やオンライン活用、基幹教員の配置の基準改善が、学生数に対する教員比を減少させコストを引下げるためでなく、学修質保証からなされることが明確になると思われる。

## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見④

p.20 : 2-(1)-①-イ新たな質保証・向上システムの構築の〈具体的方策〉について

「○ 大学設置基準及び設置認可審査等の見直し」の、第二項目「・ 設置認可審査において、スケジュールの見直しを検討するとともに、従来の学問分野に収まらない分野の審査を行う体制を整備する。」の文中「従来の学問分野に収まらない分野の審査」の箇所に「多分野の研究・専門的知見を投入」を追加する。

「従来の学問分野に収まらない分野について、多分野の研究・専門的知見を投入した審査」

理由:従来の学問分野に収まらない分野の開発は重要である一方、学問からの乖離でなく他分野融合の点から行われることを明示するのが有益と考える。

## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑤

p.20 : 2-(1)-①-イ新たな質保証・向上システムの構築の＜具体的方策＞について

「○ 認証評価制度の見直し」に次の一項目を追加する。

「・ 現行の認証評価制度における、認証評価機関による評価結果が文部科学大臣に報告を求められ、大臣が不適合大学について対応できる仕組みを改め、大学の連合体としての認証評価機関が透明性をもって結果公表をおこない、国民が結果を自律的に判断し進学等の行動を行える環境を整備する。」

理由:現在の認証評価制度は、評価を大学の自主的な改善に用いるためのものであると同時に、大臣による対応を決定するために用いるものでもある。認証評価制度が社会的によりよく機能するためには、前者の目的に用いられることが重要であり、そこに後者の意義を併せ持たせることは、大学の行動を萎縮させて本来の目的を阻害するものであるため、認証評価は国からの独立性を高めるべきと考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑥

p.25 : 2-(1)-②-ウ社会人の学びの場の拡大の＜具体的方策＞について

「○ 社会人が学びやすい教育環境の整備」に次の一項目を追加する。

「・ 社会人が、前職・現職との関連性においてのみ高等教育を受けるための支援をするだけでなく、自由に自律的に学修を行う場合にも、それに対する支援、とくに経済的支援を充実させる。」

理由:社会人が、前職・現職との関連性においてリカレント教育、リスキリング教育を受けることの重要性については答申案に十分に盛り込まれていると考える。一方、自由に自律的に学修を行うことを保障することは、個人の深い教養や人格の涵養に寄与するとともに、社会的にもあらたな発展の原動力になると考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑦

p.31 : 2-(1)-④研究力の強化の＜具体的方策＞について

「○ 研究の質向上に向けた研究環境構築」の第一項目「・ 大学の研究者(教員)の意欲と能力を引き出すため、研究業績等を加味して公平かつ定期的に評価結果を昇給や賞与等給与へ反映することを促進する。」に、次の一文を追加する。

「評価結果を昇給・賞与等の給与へ反映させることができるよう、設置形態に応じ、各大学

の基盤的経費が安定的に確保される方策をとる。」

理由:国立大学では、経営が非常に苦しく、人件費を抑制することで機関を維持している。教職員にそのしわ寄せが回っており、この項目の前段にあるような「意欲と能力を引き出すため、研究業績等を加味して公平かつ定期的に評価結果」を反映させることができていない。基盤的経費の確保がセットで不可欠であると考ええる。

## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑧

p.31 : 2-(1)-④研究力の強化の<具体的方策>について

「○ 研究の質向上に向けた研究環境構築」に次の二つの項目を追加する。

「・研究時間や研究資金の制約なく研究ができる環境を整備するため、とくに基盤的経費を充実する。」

「・研究者が高度な専門性を発揮しプロジェクト等を推進できるよう、雇用環境の整備を促進する。」

理由:研究上の制約としての要因は様々あるが、多くの大学教員から挙げられるものは、人員不足による多忙化、研究資金不足による研究テーマの制約、外部研究資金獲得のための業務増、プロジェクト型研究の増によるポストの不安定化や研究テーマの制約などであり、これらは基盤的経費の不足に起因している。こうした状況の改善が必要と考える。

## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑨

p.33 : 2-(1)-⑤情報公表の推進の<具体的方策>について

「○ 情報公表の内容・方法の改善」の第一項目「・国において、各大学の魅力を視覚化するための新たな指標を作成する。」を次のように修正する。

「・ 認証評価機関は、その機関が行う認証評価に参加する大学の特性を踏まえ、認証評価機関としての共通的な指標を明確化し、可視化を進める。」

理由:大学は学問の自由、大学自治の原則に基づき運営されることが重要。ここでは国による一律の指標作成を行わず、大学が参加する認証評価機関が、参加大学間のコミュニケーションによって自主的に指標を定め、積極的に結果公表を行うことで、自律性を担保しつつ国民に役に立つ情報の公表を行っていくことを促進すべきと考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑩

p.35 : 2-(2)-①高等教育機関の機能強化の＜具体的方策＞について

「○ 意欲的な教育・経営改革を行うための支援」の第二項目「・ 大学・高専機能強化支援事業を通じたデジタル・グリーン等の成長分野への学部転換等の支援等、改革やチャレンジに取り組む大学への支援を強化する。」について、冒頭に次の一文を挿入する。

「大学等が持つ知的文化の発展・継承の機能に留意しつつ、」

理由:言及されている「学部転換等」が、知的な文化発展・継承に必要不可欠な分野の縮小や廃止につながることはないよう留意する必要があると考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑪

p.41 : 2-(3)-①-ア地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築の＜具体的方策＞について

具体的方策が、地域における協議体が設置され機能することが前提のものとなっている。協議体が健全に機能し、この節の目的である地域ごとのアクセス確保が十全になされるためには、それ自体が十分に機能して、かつ一定の余力を持った、協議体の核となる高等教育機関がなければならない。そのことを担うのは、現に少なくとも各都道府県に1校以上存在する総合大学としての国立大学であると考えるのが現実的である。したがって、各地域での高等教育アクセス確保を目指すためには、まず地方国立大学の経営を安定させ余力をもたせることが必要である。このことを具体的方策に明記すべきと考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑫

p.43 : 2-(3)-①-イ都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進の＜具体的方策＞について

「○ 地方創生を進めるための高等教育機関への支援」に次の一項目を追加する。

「・地方大学の重要な機能として、地方創生の推進を掲げるにあたり、現在の大学のもつ機能に新たに付加される機能・業務の基盤を維持するための必要な支援を行う。」

理由:第一項目で施設整備等に関する支援に言及されているが、そうした機能を維持するためのランニングコストを想定した支援の言及がない。地方大学の地方創生への貢献の機

能を維持するためには、新たに必要となる人件費を含むコストを継続的に支援する必要があると考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑬

p.45：2-(3)-②社会経済的観点からのアクセス確保の〈具体的方策〉について

具体的方策では、個人への経済的支援の観点から、入学前、入学後の支援に言及されている。この点の重要性については共有するが、一方で、機関としての高等教育機関が健全に存立していることもまた、アクセス確保にとって重要な観点である。したがって、大学等の高等教育機関が適切な配置で存立している条件を整えるための支援についても言及すべきと考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑭

p.45：2-(3)-②社会経済的観点からのアクセス確保の〈具体的方策〉について

「○ 個人への経済的支援の充実」に次の一項目を追加する。

「・修学支援新制度の拡充をはかるとともに、成績要件の内容・運用について改善をはかる。」

理由：修学支援新制度によって学生への経済的支援が進展していることは共有できる。一方で、同制度で対象額となっている層においても経済的負担は大きく、修学を継続するためにアルバイトに多くの時間を費やしている。また、成績要件については学内の相対的な面があるため、実際に適用される基準に違いが生じる、必ずしも事前に基準が明確にならない、意欲・能力ともに問題がなくても要件に該当してしまう可能性があるなどのことがあり、改善が必要と考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑮

p.49：3-(1)-⑤高等専門学校の〈具体的方策〉について

「○高等教育の高度化・国際化の推進」の第二項目「・世界と渡りあえる技術者育成に向けて学生の海外派遣等を充実するとともに、留学生の受入れや海外における日本型高専教育の導入支援を継続するなど、教育の国際化を推進する。」に次の一文を追加する。

「そのための追加的な経費については、国立高等専門学校機構については運営費交付金の、公立高専、私立高専については地方交付税、私学助成の増額を図る。」

理由:「日本型高専教育」を輸出する等の国際化推進は、それ自体は重要なものである一方で、従来の高専教育へのアドオンの機能として現場の負担となっている。国としての国際協力の意味も併せ持つ高専の機能強化には、国として追加の支援を行うべきと考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑯

p.51 : 3-(2)-①国立大学の<具体的方策>について

「○ 連携、再編・統合の推進」の文に次の一文を追加する。

「その際、各地域における多様な分野の高等教育へのアクセス確保に特段留意する。」

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑰

p.51 : 3-(2)-①国立大学の<具体的方策>について

「○ 地域のけん引役としての機能強化」の文に次の一文を追加する。

「そのために、地域社会の核となっている地方国立大学への財政支援を強化する。」

理由:各地域社会における大学等連携のけん引役、核として機能するためには、地方国立大学が充実し、かつ余力を持っていることが必要と考える。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑱

p.58 : 4-(2)-①短期的取組の<具体的方策>について

具体的方策に、大項目として「○ 高等教育の漸進的無償化の着実な実施」を掲げる。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策についての意見⑲

p.58 : 4-(2)-②中長期的取組の<具体的方策>について

項目「○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し」の本文のうち「基準に基づく授業料等の学納金の最低ラインの設定や、」を次の一文に修正する。

「高等教育の無償化を完全に実現することや、」

理由:日本が批准している国際人権規約社会権規約⑬条 2(c)で約束している、高等教育は「すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入」によって、中長期的には無償教育の実現がはかられるものとなっていると考える。